

第 1 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 30 年 1 月 26 日 (金)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 番田上委員、10 番小野委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 5 名
4、欠席委員	3 番坪根委員
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	2 番高倉委員、13 番玉麻委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 14 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、2 番高倉委員、13 番玉麻委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番の読み上げの前に私が議事参与ですので退席します。百留副会長よろしくお願ひします。
議 長 (百留)	1 番を事務局よりお願いします。

事務局(成重)	<p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>1 番 議案朗読</p>
議 長	<p>議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番について石川委員に調査報告をお願いします。</p>
8 番 (石川)	<p>報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は中間管理機構と利用権設定をするとの事です。何ら問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。</p>
議 長	<p>1 番について石川委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。では中原会長の入室をお願いいたします。</p> <p>続きまして 2 番について事務局お願いします。</p>
事務局(川上)	<p>2 番議案朗読</p>
議 長	<p>2 番について門脇委員に調査報告をお願いします。</p>
11 番 (門脇)	<p>貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。</p>
議 長	<p>2 番について、門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 1 号の 2 番は許可と致します。</p> <p>続きまして 3 番、4 番、5 番について事務局お願いします。</p>
事務局(川上)	<p>3 番、4 番、5 番議案朗読</p>

議 長	3 番から 4 番について小野委員に調査報告をお願いします。
10 番 (小野)	3 番、4 番、5 番それぞれ貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3 番から 4 番について、小野委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 3 番、4 番、5 番は許可と致します。続きまして 6 番、7 番、8 番について事務局をお願いします。
事務局(高榎)	6 番、7 番、8 番を議案朗読
議 長	6 番、7 番、8 番について百留委員に調査報告をお願いします。
12 番(百留)	6 番、7 番、8 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。審議の程お願い致します。
議 長	6 番、7 番、8 番について百留委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 6 番、7 番、8 番については許可と致します。

議案審議 議第 2 号 議 長	農用地利用集積計画（案）について 議第 2 号 農用地利用集積計画（案）についてですが、議事参与により、田畑委員、中原会長、尾家推進委員は退室をお願いします。
議 長 （百留）	議第 2 号 農用地利用集積計画（案）についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興（藤中）	平成 30 年（1 月分）農用地利用集積計画（案）について説明。
議 長	只今説明のありました平成 30 年（1 月分）農用地利用集積計画（案）について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号平成 30 年（1 月分）農用地利用集積計画（案）について承認と致します。では田畑委員、中原会長、尾家推進委員は入室をお願いします。
議案審議 議第 3 号 議 長	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は報告をお願いします。
事務局(高倉)	1 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番(高倉)	（1 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われれます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 1 番については委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番、3 番を事務局。
事務局(成重)	2 番、3 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番、3 番についての調査報告を上永推進委員にお願いします。
上永推進委員	(2 番、3 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 2 番、3 番については、上永推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番、3 番は許可と致します。続きまして 4 番、5 番を事務局。
事務局(梶原久)	4 番、5 番を朗読
議 長	議第 3 号 4 番、5 番についての調査報告を長尾委員にお願いします。
14 番(長尾)	(4 番、5 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 4 番、5 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 4 番、5 番は許可と致します。

議案審議 議第4号 議長	議第4号 農地転用事業計画変更申請に関する件についてです。では事務局 お願いします。
事務局(片桐)	1番を朗読
議長	議第4号1番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5番(植山)	5条に関連するものですので、議題5号で説明する際にまとめて報告 させていただきます。
議案審議 議第5号 議長	議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について。 事務局お願いします。
事務局(片桐)	1番を朗読
議長	議第5号1番についての調査報告を橋本委員にお願いします。
1番(橋本)	(1番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地(4区画)であり、家庭排水は合併浄化槽に、雨 水は道路側溝に流します。隣地農地の所有者より承諾書をもっている ため問題ありません。審議をお願いします。
議長	議第5号1番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異 議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第5号1番は許可相当とし、県に進達致しま す。では次に2番、3番を事務局。
事務局(片桐)	2番、3番を朗読

議 長	議第 5 号 2 番、3 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
高倉委員	(2 番、3 番現地について説明) 2 番の転用目的は一般住宅用地であり、境界は明確で排水は隣接する水路にながす。 3 番の転用目的は進入路用地であり、側溝が設置されており雨水はそこにながれます。
議 長	議第 5 号 2 番、3 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 2 番、3 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 4 番ですが議事参与により橋本委員は退室をお願いします。では 4 番を事務局。
事務局 (片桐)	4 番を朗読
議 長	議第 5 号 4 番についての調査報告を黒土推進委員にお願いします。
黒土推進委員	(4 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地(5 区画)であり、境界ははっきりしております。排水路も西側にあり、荒瀬との協議も済んでいます。なんら問題ないと思いますので審議のほどよろしくおねがいます。
議 長	議第 5 号 4 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 4 番は許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。では次に 5 番を事務局。

事務局（片桐）	5 番を朗読
議 長	議第 5 号 5 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番(植山)	(5 番現地について説明) この申請地は事業計画変更の申請もしております。変更前は倉庫及び駐車場用地でしたが、変更後の転用目的は駐車場用地であり、境界も明確にされています。雨水等は自然浸透でなんら問題がないとおもいます。審議の程よろしくお願いします。
議 長	議第 5 号 5 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 5 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 6 番を事務局。
事務局（片桐）	6 番を朗読
議 長	議第 6 号 6 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(6 番現地について説明) 転用目的は資材置場及び駐車場用地であり、転用の期間が満了したらまた農地に戻すとの事です。境界等の確認もしています。排水は水路に流すようになっており周りの農地への影響はないとおもわれます。
議 長	議第 5 号 6 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 7 番の前に議事参与により橋本委員は退室をお願いします。では 7 番を事務局。
事務局（成重）	7 番を朗読

議 長	議第 5 号 7 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	(7 番現地について説明) 転用目的は駐車場用地である。境界等のはっきりしています。雨水は U 字溝で既存の水路に流すようになっております。また周囲の農地に影響はないかと思われます。審議をお願いします。
議 長	議第 5 号 7 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 7 番は許可相当とし、県に進達致します。
議案審議	
議第 6 号	議第 6 号
議 長	非農地証明願に関する件について。1 番～4 番まで事務局。
事務局 (片桐)	1 番～4 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番から 4 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
5 番 (植山)	2 番は駐車場にしては広いが個人で使っているのか。
事務局 (片桐)	非農地の申請でそこまでの確認は行っておりませんが、所有者は埼玉の方なのでおそらく他の人に使ってもらっているのではないかと思います。
5 番 (植山)	人に土地を貸して金を取っていたなら始末書を書いて 5 条申請とかはできないのでしょうか。

事務局（片桐）	非農地の判断基準としては、現況に農地性があるか、何年前からこの状態かが判断基準となります。
議 長	その他異議ありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号非農地証明願に関する件について、1 番～4 番を適当とし、証明を発行致します。
議案審議 議第 7 号 議 長	議第 7 号 その他について事務局よりお願いします。
事務局（福永）	<p>1：第 2 回定期総会について 日時 平成 30 年 2 月 26 日（月） 午前 9 時 3 0 分～ 場所 市役所 3 階 大会議室</p> <p>2：中津市農業委員会先進地視察について 日時 平成 30 年 3 月 6 日～8 日 場所 東北地方</p> <p>それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 8 番については許可と致します。 議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 6 番については許可と致します。 議第 4 号農用転用事業計画変更申請に関する件について 1 番について許可相当として県に進達致します。 議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 7 番については許可相当として県に進達致します。 議第 6 号非農地証明願に関する件について 1 番から 4 番については適当とし証明いたします。</p>

議

長

以上を持ちまして、平成 30 年第 1 回定期総会を閉会します。
(終 午前 11 時 00 分)